

令和8年度鹿児島女子短期大学公的研究費不正防止計画

令和8年4月1日
不正防止委員会

鹿児島女子短期大学では、「鹿児島女子短期大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」及び「鹿児島女子短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」により、公的研究費について、不正使用を防止し適正な管理・監査を行うため、鹿児島女子短期大学公的研究費不正防止計画を策定し、研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制を図る。

【 不正防止計画 】

No.	ガイドライン項目	具体的な内容
1	機関内の責任体系の明確化	①不正防止委員会（運営会議）において、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（副学長）、コンプライアンス推進責任者（各学科長）の役割を確認する（4～6月）。
2	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	①新任研修において、公的研究費の使用ルール・手続等について研修を行う（4月）。 ②公的研究費の使用に関する研修会を全学対象に実施する（8～9月）。 ③教授会等で不正防止、適正な予算執行のための啓発活動を繰り返し行う。 ④事務室内に不正防止のための掲示を行う。
3	誓約書の提出	①公的研究費に採択された研究者及び公的研究費の運営・管理に関わる業務に従事する者に、関係ルールを遵守する誓約書の提出を求める。誓約書は、公的研究費に関わる業務に従事しようとする前に提出するものとし、次に掲げる事項が盛り込まなければならない。 （ア）本学の規則等を遵守すること （イ）不正を行わないこと （ウ）規則等に違反して、不正を行った場合は、学校法人志學館学園懲罰規定に基づく処分のほか、当該公的研究費に係る配分機関の処分並びに法的な責任を負うこと。 ②統括管理責任者は、業者等にこの計画を含む学内規程等を説明し、これを遵守させるとともに、本学との一定の取引実績がある業者等（年間20件以上かつ取引金額が20万円以上）に対しては、公的研究費の適正な使用と管理に関する誓約書の提出を求める。誓約書は、公的研究費に関わる契約を締結しようとする前に提出するものとし、次に掲げる事項が盛り込まなければならない。 （ア）本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。 （イ）内部監査その他調査等において、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請に協力すること。 （ウ）不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

		<p>(エ) 本学教職員から不正な行為の依頼等があった場合には、統括管理責任者へ通報すること。</p> <p>但し、次の者は誓約書の提出を免除される。</p> <p>(ア) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関</p> <p>(イ) 学校法人</p> <p>(ウ) 国際組織、外国企業等</p> <p>(エ) 電気、ガス、電話、郵便事業等</p> <p>(オ) 弁護士、特許、税理士事務所等</p> <p>(カ) その他、統括管理責任者が認める者</p>
4	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	<p>① 不正防止委員会は、モニタリングや内部監査の結果を受けて、内部監査室と意見交換を行い、執行状況について点検・評価し、次年度の不正防止計画に反映させる。</p>
5	研究費の適正な運営・管理活動	<p>公的研究費の適正な運営・管理活動のため、以下の運用を引き続き実施する。</p> <p>① 鹿児島女子短期大学科学研究費補助金等公的研究費事務取扱要領 第19(職務権限の明確化)に基づき、発注と検収の各段階における関係者の職務権限と決裁手続きのとおり行う。</p> <p>② 総務課は、研究者の予算執行状況を検証し、適正な予算執行を行うよう確認し、予算執行が著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善を求める。</p> <p>③ 旅費精算時には、現地に行った証拠となる書類を必ず求める。</p> <p>④ 換金性の高い物品は台帳等により適切に管理し、翌年度以降も継続的に現物確認を行う・公的研究費の適正な運営・管理活動のため、以下の運用を引き続き、実施する。</p>
6	情報発信・共有化の推進	<p>① ホームページ「公的研究費の運営・管理に関わる責任体系について」において情報を更新し、機関内外への情報発信・共有化の推進を実施する。</p>
7	モニタリングの在り方	<p>① コンプライアンス責任者(学科長)は、前期末に公的研究費の使用状況についてモニタリングを行い、研究の進捗状況及び予算の執行状況について不正防止委員会に報告する。</p> <p>② 内部監査室は内部監査を実施し、結果を監事に報告し、統括管理責任者に報告し、委員会からの意見聴取に応じる。</p>